

総学庶第524号 昭和46年5月1日

総理府総務長官 文部大臣 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

(写送付先: 沖縄・北方対策庁長官, 国立大学協会会長, 公立大学協会会長, 日本私立大学協会会長, 日本私立大学連盟会長, 私立大學懇話会会長, 琉球政府行政主席)

沖縄における大学の扱いについて(要望)

標記のことについて, 本会議第58回総会の議に基づき, 下記のとおり要望します。

記

沖縄の本土復帰に伴う諸大学の取扱いについては, 本土と大学設置基準の適用にあたって, それぞれの大学の歴史と特質を考慮し, とくに教員組織について周到な経過措置を講ぜられるよう要望する。

なお, 私立大学については, 設置基準に達するために必要な資金を早急に援助されるようあわせて要望する。

(説明)

沖縄の本土復帰にあたって, 国立移管がきまっている一つの大学は, 施設は復帰後年次計画によって整備するが, 教員組織は復帰までに整備するように要請されている。また二つの4年制私立大学は, 復帰までの間に統合その他の必要な整備を図ることが要請されている。そして復帰までに所要の整備が行なわれていない私立大学については, 復帰時の在学生につき, その者が卒業するまでの間に限り, 本土の法令による大学とみなす経過措置を講ずるが, 新入生は認めないといわれている。

しかし施設は資金援助によって早急に処置することは可能であるが, 復帰までに教員組織の整備を行なうには慎重を要する問題が多い。戦後20年にわたって幾多の困難をきりぬけ, 沖縄の学術研究と教育を支えてきたこれらの大学にたいして, 早急に設置基準に到達しうるよう, 資金援助を行なうとともに, 教員組織については現実に即した周到な経過措置を認めるのが適正な処置であり, また沖縄住民の沖縄復帰要請の内容に沿った方法であると考えられるので, 政府の適正な処置がのぞましい。

総学庶第525号 昭和46年5月1日

総理府総務長官 山中貞則 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

(写送付先: 文部大臣, 琉球政府行政主席)

日本学術会議第9期会員選挙に沖縄在住の科学者を参加させることについて(要望)

標記のことについて, 本会議第58回総会の議に基づき, 下記のとおり要望します。